議　事　録

令和８年９月２９日（火）午後２時から福井市役所本館８階第８ＡＢ会議室において、９月定例会が開催された。

○議事

１　審議事項

議案番号	議案名	議決結果
第３２号議案	農地法第３条第１項の許可の申請について	原案どおり可決
第３３号議案	農地法第５条第１項の許可の申請について	〃
第３４号議案	現況証明について	〃
第３５号議案	農地等の現況に係る照会に対する回答について	〃
第３６号議案	農地・非農地判断について	〃

２　報告事項

報告番号	報告名
第４７号報告	農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見の確認について
第４８号報告	農地法第１８条第６項の規定による解約の通知の確認について
第４９号報告	農地法第３条の３の規定による届出の確認について
第５０号報告	農地法第４条第１項第７号の規定による届出の取消しの確認について
第５１号報告	農地法第４条第１項第７号の規定による届出の確認について
第５２号報告	農地法第５条第１項第６号の規定による届出の確認について
第５３号報告	農地等の現況調査結果の確認について
第５４号報告	非農地通知の発出について
第５５号報告	農地等の相続税の納税猶予に係る３年ごとの届出により農業経営を引き続いて行っている旨の証明の確認について

３　その他

○出席委員　３３名

1番	西村　一夫	
2番	小寺　清憲	
3番	桑野　善之	
4番	清水　江梨華	
5番	寺井　重治	
6番	松田　三代	
7番	前川　雅彦	
8番	小寺　辰夫	（会長）
9番	齊藤　和栄	（参与）
10番	林　やよい	
11番	尾野　良春	
12番	藤田　佳光	
13番	内田　一朗	
14番	小川　喜久子	
15番	岩佐　實代	（参与）
16番	荒川　幸洋	（会長職務代理者）
17番	東藤　美智子	
18番	山田　芳也	
19番	伊川　憲邦	
20番	池田　敏雄	
21番	中垣　善昭	
22番	賀田　清和	
23番	脇　敏彦	
24番	南山　さよ子	
25番	石森　忠一	
26番	榊原　康夫	
27番	杉本　英夫	
28番	西尾　宗雄	
30番	野路　直美	
31番	齊藤　秀樹	
32番	田中　忠夫	
33番	山田　正則	（参与）
34番	廣部　厚	

○欠席委員　２名

29番	堀内　浩徳	
35番	田村　洋子	

○事務局出席職員

農業委員会事務局

局長	廣部圭一
局次長	酒井宏幸
副課長	山田泰之
主幹	土田智大
副主幹	岸美帆
副主幹	辻貴之
副主幹	尾竹亮一
主査	宮﨑紗代

開　会　　午後２時

議　長 （８番 小寺　辰夫 会長）	それでは、ただ今から９月の定例会を開催します。 なお、堀内委員、田村委員より欠席の連絡を受けております。 それでは、議事に移ります前に、議事録署名委員の選任について、お諮りしたいと思います。 議事録署名委員につきましては、議事規則第１８条第２項の規定により、私の方から指名することにご異議ございませんか。
	（異議なしの声）
議　長	ご異議なしと認めます。 それでは、私の方から指名させていただきます。 委員番号３３番 山田 正則委員、３４番 廣部委員ご両名よろしくお願いします。 それでは、議事に入ります。 第３２号議案「農地法第３条第１項の許可の申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局職員	（説　　明）
議　長	それでは、第３２号議案について、ご意見、ご質疑等はございませんか。
１番 西村委員	農地法第３条については、以前は非農家は農地の取得が難しかったが、農地法の改正により、非農家でも農地が取得できるようになったと思う。農地を売買するときに、取得する者の許可要件があると思うが、どのようなものか教えてほしい。
事務局職員	以前は、下限面積要件があり、譲受人が農地の権利を取得した後の経営面積が３，０００㎡を超えなければ取得できないようになっていました。農地法の改正により、この下限面積要件はなくなり、今農地を持っていない方、権利取得後の経営面積が３，０００㎡ない方でも取得できるようになりました。 ただし、そのような場合には、きちんと耕作できるかを申請書や聞き取りで確認するようにしており、具体的には、誰が耕作するか、トラクターなどの機械を持っているかなどを確認し、新規就農者が取得するときは、農家組合長の同意や、土地改良区の受益地である場合には土地改良区の同意を得てもらっています。
１番 西村委員	議案の案件は、取得する方の要件が整っているから案件として提出しているのだと思うが、どのような許可要件か知りたかったので質問した。
議　長	他にありませんか。
２０番	例えば譲受人が福井市外や県外の方の場合には、福井市まで耕作しに来られるの

池田委員	かどうか。土地を買って放ったらかしにする恐れがある場合には、この委員会で「ノー」という判断をしなければならないと思う。
議　長	他にありませんか。
３番 桑野委員	農地法の許可については、法律の下に規則などがあると思うが、それ以外で運用上こうしているというのがあれば、議案の説明のときに教えてほしい。
事務局次長	今後、議案の説明の際には、説明させていただきます。
議　長	他にありませんか。 （他に声なし）
議　長	他にないようですので質疑を終了いたします。 それではお諮りします。 第３２号議案について、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。 （異議なしの声）
議　長	ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。 続きまして、第３３号議案「農地法第５条第１項の許可の申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局職員	（説　　明）
議　長	今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました林委員から報告をお願いします。
１０番 林委員	第３３号議案に関する現地調査につきましてご報告します。 調査日は、９月１６日、調査委員は私と荒川会長職務代理者、地区担当委員４名と事務局３名の計９名で行いました。 調査内容については事務局説明のとおりであり、現場の状況や転用目的など、妥当でありました。 以上でございます。
議　長	ただ今の説明に対する質疑に入る前に、第３３号議案中、４番の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第３１条、議事参与の制限に該当しますので、委員番号５番　寺井委員には、審議終了まで退席をお願いします。 《寺井委員　退席》

議　長　　それでは、第３３号議案中、４番の案件について、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（特に声なし）

議　長　　特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第３３号議案中、４番の案件について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議　長　　ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
寺井委員に入場をお願いします。

《寺井委員　入場》

議　長　　寺井委員に報告します。
第３３号議案中、４番の案件につきましては、原案のとおり許可することに決しました。
次に、第３３号議案中、１番から３番及び５番について、ご意見、ご質疑等はございませんか。

２０番
池田委員　　２番の案件と第３２号議案の２番の案件は、譲渡人も譲受人も同じで、同一の土地を一部転用、一部農地で賃借とのことだが、農地で賃借する部分について耕作放棄地となる恐れはないのか。

事務局職員　　今回駐車場に転用する部分は、現状は法人が畑として耕作しています。転用により耕作する畑がなくなってしまうため、替わりの農地を賃借するためのものであり、耕作放棄地になる恐れはありません。

議　長　　他にありませんか。

（他に声なし）

議　長　　特にないようですので質疑を終了します。
それではお諮りします。
第３３号議案中、１番から３番及び５番について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議　長	ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。 なお、第３３号議案中３番、５番については、開発行為許可を条件に許可すること、また、第３３号議案中１番、３番、４番、５番については、福井県農業会議より許可相当とする意見答申がなされることとします。 続きまして、第３４号議案「現況証明について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局職員	（説　　明）
議　長	今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました林委員から報告をお願いします。
１０番 林委員	第３４号議案に関する現地調査につきましてご報告します。 調査日は９月１６日、私と荒川会長職務代理者、地区担当委員８名、事務局３名の合計１３名で実施しました。 調査内容につきましては、ただ今、事務局から説明のありましたとおり、現況及び関係書類から判断いたしまして、全ての案件について、「福井市農業委員会現況証明に関する事務処理規程」の証明基準に該当し、やむを得ないと判断しますが、ご審議をお願いします。以上でございます。
議　長	第３４号議案について、ご意見、ご質疑等はございませんか。
３番 桑野委員	農振非農用地とはどのようなものか。農振区域は、見直されているのか。
事務局職員	農振区域は、本市農政企画課が定めていますが、農業振興地域整備計画では、集落内の農地は農振非農用地、集落外の集団的な優良農地は農振農用地となります。今回の議案はほとんど集落の中の農地で農振非農用地となっています。
２０番 池田委員	建築年に関する証拠書類は、今回は空中写真が多いが、建物登記事項証明書等を使う場合とどのように区別しているのか。
事務局職員	現況証明の建築年に関する証拠書類は、建物登記事項証明書、固定資産課税明細書、本市資産税課が発行する各種証明書、年が分かる空中写真のいずれかを付けてもらうようになっていて、何を付けるかは申請者が選んでいます。
２０番 池田委員	課税されているかどうかは、申請の際に関係がないのか。
事務局職員	課税されているかではなく、２０年経っているかどうかということがポイントに

なりますので、どれを付けていただいても構いません。

議　長　　他にありませんか。

（他に声なし）

議　長　　他にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第３４号議案について、原案のとおり承認し、交付決定することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議　長　　ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
続きまして、第３５号議案「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局職員　　（説　　明）

議　長　　今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を荒川会長職務代理者から報告をお願いします。

１６番
荒川会長職務代理者　　第３５号議案に関する現地調査につきましてご報告します。
調査日は９月１６日と９月２８日、私と当番委員である林委員、地区担当委員２名、事務局３名の合計７名で実施しました。
調査内容につきましては、ただ今事務局から説明のありましたとおりです。
また、現況及び周辺農地への影響から判断し、当該案件について、照会に対して、原状回復命令を行わないと回答することも、やむを得ないと判断しますが、ご審議をお願いします。

議　長　　それでは、第３５号議案の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（特に声なし）

議　長　　特にないようですので質疑を終了します。
それではお諮りします。
第３５号議案について、現地調査の結果報告等を踏まえ、原状回復命令を行わないと回答することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議　長　　ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
続きまして、第３６号議案「農地・非農地判断について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局職員　　（説　　明）

議　長　　今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を荒川会長職務代理者から報告をお願いします。

１６番
荒川会長職務代理者　　第３６号議案に関する現況の確認につきましてご報告します。
調査日は９月１６日、私と当番委員である林委員、地区担当委員１名、事務局２名の合計５名で実施しました。
調査内容につきましては、ただ今、事務局から説明のありましたとおり、対象地の現況は、いずれも杉などの樹木が繁茂して山林化しており、今後農地として再生利用することは著しく困難であると見受けられましたので、現況を「非農地」として問題ないものと思われます。
以上でございます。

議　長　　それでは、第３６号議案について、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（特に声なし）

議　長　　特にないようですので質疑を終了します。
それではお諮りします。
第３６号議案について、現況調査の結果報告等を踏まえ、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議　長　　ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
続きまして、報告事項に入ります。なお、報告事項につきましては、会長専決及び事務局長専決により処理した案件です。
それでは、第４７号報告から第５５号報告を、一括して議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局職員　　（第４７号報告から第５５号報告　説明）

議　長　　ただ今の報告に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（特に声なし）

議　長　　特にないようですので質疑を終了します。
続きまして、その他に移ります。事務局から何かありますか。

事務局職員　　（農地法第３条の現地調査について　説明）
（令和８年度農業委員会視察研修について　説明）
（来月の日程について　説明）

議　長　　本日の審議内容の総括を、会長職務代理者よりお願いします。

１６番
荒川会長職務代理者　　本日の定例会は、第３２号議案から第３６号議案まで全て原案どおり承認又は決定をいただきました。
また、第４７号報告から第５５号報告まで全て確認をさせていただきました。
以上をもちまして審議内容の総括とさせていただきます。

議　長　　これをもちまして、９月の定例会を閉会します。
慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

閉会　午後３時１０分